

青色申告相談にお越しの会員の皆様へ

青色申告会からのお願い

今年度の青色申告相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、大変混雑が予測されます。また併せて、昨今の税制改正により、税務行政を取り巻く環境が大きく変化し、諸手続きが複雑になり、今後会員の皆様には今まで以上お待ちいただくお時間が、長くなることが予測されます。

皆様には大変お手数をおかけいたしますが、お待ちいただいている間、別紙資料をご参照の上、科目ごとの仕分け、集計、書類の準備、書類の重ね順等、事前にご準備いただけますようお願いいたします。

※わかる範囲で結構です。ご不明な点等ありましたら、担当した職員にご相談いただけますようお願いいたします。

感染拡大防止に伴う、混雑緩和・申告時間短縮に、会員の皆様のご理解・ご協力をいただけますよう重ねてお願いいたします。

(公社) 板橋青色申告会

令和3年分 決算時期にお持ちいただくもの

この順に並べて「準備ください」(該当しないものは不要です)

	NO	項目	確認事項
共通	1	『確定申告のお知らせ』	1月中旬頃に税務署より送付予定（はがき又は封筒） ※マイナンバーを使ってe-Taxで電子申告された方は届きません
	2	マイナンバーカードをお持ちの方	●書面提出：マイナンバーカードの両面コピー ●e-Tax（電子送信）：マイナンバーカードとパスワード2種類（4桁数字と6桁以上の英数字）が必要
	3	マイナンバーカードをお持ちでない方	通知カード（紙製：表記に変更がない場合）又は個人番号が記載された住民票の写し（原本）と、本人確認書類（運転免許証・保険証等）の両方コピー
	4	本年（令和3）の集計表	●手書き帳簿の方は、 ・独自集計表に、必要事項を集計・記入されていますか？ 売上/仕入は月別、経費は年間合計額を集計 ・複式簿記（青色申告特別控除55万円・65万円）で帳簿を付けている方は、貸借対照表に必要な残高（現金・預金・売掛金・買掛金・借入金等） ●会計ソフトの方は、 ①貸借対照表 ②損益計算書（月別売上等が必要）を印刷 ※青色申告決算書でも可 【会計ソフトの印刷方法】 ①貸借対照表 集計画面→「残高試算表（月次・期間）」を選択後、期間を「全期間」選択して印刷 ②損益計算書 集計画面→「残高試算表（年間推移）」を選択して印刷
	5	新規資産（減価償却費）の資料	10万円以上の備品・車両等の購入、下取りがあった方は明細書、工事等
	6	印鑑（認印）	
所得税	1	令和1年・2年の申告の控え	決算書及び所得税確定申告書等の控え
	2	源泉徴収票（年金・給与）報酬などの支払調書	収入を証明する書類。年金の証明書は1月中旬に届く予定 得意先から源泉されている方は源泉徴収税額の書類
	3	生命保険・損害保険の満期、解約による支払証明書	支払金額・既払保険料（掛金）・源泉徴収納税額等が記載されているもの
	4	医療費控除の明細書	明細書に、受診者・支払先別に年間（1～2月）合計額を小計し、その合計を集計 ※領収書は提出できず、5年間ご自宅にて保管が必要です
	5	各種健康保険料 後期高齢者料・介護保険料	令和3年1月1日～令和3年12月31日に支払った金額
	6	国民年金等の控除証明書	支払った年金は、証明するはがきや領収書持参
	7	小規模企業共済 イデコ（確定拠出年金）	加入されている方は、支払証明書を持参 10月中旬頃に証明書が届く予定 ※年末加入の方は、申込書・領収書・通帳等支払内容がわかるもの
	8	生命保険等の控除証明書	必ず開封し、控除証明書のみ切り離し持参 ※その他不要 保険種類（一般/年金/介護）毎に分類し、持参
	9	地震保険料・長期損害保険料の控除証明書	必ず開封し、控除証明書のみ切り離し持参 ※その他不要 保険種類（地震・旧長期損害保険）毎に分類し、持参
	10	寄附金控除	寄附した団体等からの寄付金の受領書など（ふるさと納税など）
	11	配偶者・扶養控除	控除対象配偶者・控除対象扶養家族・16歳未満の扶養親族のいらっしゃる方は収入がわかるもの（例えば源泉徴収票など）を持参 マイナンバーの入力・記載しますので、準備をお願いします（お名前・生年月日・マイナンバー）
	12	住宅借入金特別控除	2年目以降の方は、金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書』※初めて適用を受ける方は、別途必要書類がありますので事前にご相談ください
消費税	1	令和1年・2年の申告の控え	前年度、前々年度2年分の所得税の決算書（控）と消費税確定申告書等（控）
	2	軽減税率について	標準・軽減税率の区分経理をお願いします

ご不明な点があれば、担当した職員にお問い合わせください。
不動産売買・株式などの売買・投資信託・先物取式などの計算等は、当会では対応できませんので、あらかじめ税務署（事前予約必要）・税理士先生に依頼をお願いいたします。※その計算した書類等を上記書類と共にご持参ください。